医療年金だより

75歳以上の皆さんへ

4月スタート！後期高齢者医療制度

3月中に後期高齢者医療の被保険者証が送付されます！

4月1日から、75歳以上の方(広域連合の認定を受けた一定の障害を有する65歳以上の方も含みます)を対象とする「後期高齢者医療制度」が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が一人ひとりに送付されます。

◎お届けする時期

平成20年4月1日の時点で75歳(一定の障害を有する方については65歳)になっている方	・平成20年3月中に1人1枚の後期高齢者医療の被保険者証が郵送されます。 ・現在、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方へは、一緒に同封して郵送されます。
平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎える方	**・75歳の誕生日のおよそ1カ月前に市町村から送付されるお知らせの各種手続きが済んだ後、後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。**

【現在、老人保健法医療受給者証をお持ちの65歳以上75歳未満の方へ】

・老人保健制度から引き続き、後期高齢者医療制度の対象者となります。

・市町村へ障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度へは加入せず、現在加入している国民健康保険または被用者保険のままとなります。この撤回は、後期高齢者医療制度に加入した後も、いつでもすることができます。

今後、一定の障害を有し65歳に達した方、および新たに一定の障害の認定を受けた65歳以上75歳未満の方については、申請し認定を受けると、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

◎被保険者証の有効期限

・被保険者証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間。

・自己負担割合(1割または3割)については、毎年、前年の所得に応じて判定。

◆今回交付する被保険者証の取り扱い

・有効期限は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの1年4カ月間となります。

・平成20年4月1日から平成20年7月31日までの自己負担割合(1割または3割)は、現在の老人保健制度のものが引き継がれます。

・平成20年8月1日からの自己負担割合(1割または3割)が前年の所得によって変更になる方については、平成20年7月中に被保険者証の変更などのお知らせがあります。

◎お医者さんにかかるとき

平成20年4月1日からは、医療機関の窓口に後期高齢者医療の被保険者証を提示してください。

問い合わせ　茨城県後期高齢者医療広域連合☎029-309-1212(制度に関すること)、☎029-309-1213(被保険者証に関すること)　FAX029-309-1126ホームページ http://www.kouiki-ibaraki.jp/
市医療年金課☎873-2111内線1722